

川西市共同利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 33 号

川西市共同利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市共同利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 44 年川西市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める

（利用対象地区）

第 2 条 条例第 3 条に規定する施設の利用対象地区は、次のとおりとする。

東久代 1 丁目～ 2 丁目

久代 1 丁目～ 6 丁目

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。